

本論文は

世界経済評論 2023年9/10月号

(2023年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%
送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読

0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

ASEAN の 経済モデルの軌跡と 今後の日 ASEAN 連携



国土館大学政経学部教授・泰日工業大学客員教授 助川 成也

すけがわ せいや 九州大学大学院経済学府博士課程修了，博士（経済）。日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所主任調査研究員（アジア），本部海外地域戦略主幹（ASEAN）を経て現職。専門は東南アジア経済，ASEAN 統合。編著書に，「RCEP と東アジア」（2022），「ASEAN 経済共同体の実現と日本」（2016）他。

日本と ASEAN との相互依存関係が深化している。ASEAN の成長の源泉は外国直接投資とそれらが担う輸出であり，その一翼を日本企業が担っている。日本企業の海外現地法人企業数の約 3 割が ASEAN に拠点を置き，今や米国に次ぐ投資収益源泉として日本の経常収支黒字に寄与している。

しかし近年，ASEAN の主要貿易相手国である米国と中国との対立が激化，相互の不信感は深刻化し，デカップリングに至る可能性もある。また「相互依存の武器化」に対する懸念から，重要物資の生産を国内に囲い込む動きもある。この状態が続けば，直接投資が特定の大国に偏りかねず，ASEAN の成長は阻害される。

小さな国々の集合体 ASEAN は経済格差を抱えながらも，世界貿易機関（WTO）が機能不全に陥る中においても，経済共同体を構築し，また域外国との間では ASEAN+1FTA を次々と構築してきた。ASEAN が自由貿易を背景に貧困から脱却していることは，多くのグローバル・サウス各国を勇気付けている。自由貿易体制の「申し子」とも言える日本と ASEAN は，この状況下にあっても連携して「自由貿易」推進に取り組むべきである。

はじめに

日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）との相互依存関係が深化している。ASEAN は，その政治経済・社会動向が日本経済にも，直接的または間接的に影響を及ぼすようになっている。ASEAN は世界全体の中で，GDP で 3.6%，人口では 8.5% を占めるに過ぎない。しかし，日本はその位置付け以上に，経営資源を直接投資という形で同地域に継続的に資本を投下している。日本企業の国外の現地法人企業数¹⁾ は全

世界で 25,325 社を数えるが，うち ASEAN は 7,435 社で 29.4% を占める。一方，製造業に絞れば同比率は 33.2% に達する。

また在 ASEAN 日系法人の事業活動が，少なからず日本経済を支えている。日本は長年に亘って経常収支黒字を計上しているが，日本企業の海外進出・事業活動の活発化を受け，同黒字を支えるのは直接投資収益や間接投資収益から成る「第一次所得収支」²⁾ である。2022 年の第一次所得収支黒字は 35.3 兆円を計上したが，地域別では米国が 27.5% で最大，ASEAN はこれに次ぐ（13.7%）。これは EU（同 12.0%）

や中国（9.3%）をも上回る。つまり ASEAN の経済成長は日本企業の収益拡大に繋がる構造である。日本は ASEAN に積極的に関与・協力し、その事業環境改善等に繋がる各種措置実施に貢献すべきである。

ASEAN はこれまで自由貿易の潮流に後押しされ、成長を遂げてきた。世界貿易機関（WTO）多角的貿易交渉が機能不全に陥る中、ASEAN は域内の貿易自由化、次いで ASEAN+1FTA、更には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などに取り組んできた。それら FTA は「構築する時代」から「利用する時代」、そしてビジネス実態にあわせてより良く「改良する時代」に入った。日本がそれら ASEAN の取り組みを積極的に支援することが、自らの利害にも繋がる。

本稿では、外国直接投資と輸出とが成長の源泉である ASEAN 経済の特徴を示した上で、ASEAN の域内貿易自由化、2000 年前後以降の ASEAN+1FTA、更には RCEP など、各々の取り組みを概観した上で、近年、米中対立の激化など自由貿易に逆風が吹き荒れる中、対話関係 50 周年を迎えた日本と ASEAN との連携の方向性と可能性を展望する。

I 外国投資と輸出が支える ASEAN

1. 外国直接投資が ASEAN を支える

東南アジア諸国連合（ASEAN）の経済成長は、概して外国資本の受け入れと同資本による輸出が牽引してきた。ASEAN は長年に亘り、外資を積極的に受け入れることで、工業化に不可欠な資本を蓄積してきた。総固定資本形成は、ある期間内に行われる住宅投資、社会資本投資に加えて、企業の設備投資などが含まれ、経済成

表 1 世界の総固定資本形成における外国直接投資（FDI）の割合

年	先進国・地域	開発途上国・地域		
			ASEAN	中国
1970	1.7	3.4	7.3	-
1980	2.2	0.9	5.4	0.1
1990	3.5	4.0	11.6	3.6
2000	17.8	14.2	15.1	10.1
2010	8.2	10.0	21.1	4.3
2020	2.7	6.1	15.6	2.4
2021	6.4	7.9	22.4	2.9

（資料）UNCTADSTAT

長や生産力の向上に重要な役割を果たす。外国企業による工場建設や現地企業の買収など外国直接投資は、投資先国の支出面からみた GDP における総固定資本形成に寄与する。また外国直接投資は、投資先国に新しい技術やノウハウが持ち込まれることで、現地企業の技術水準が向上し、生産性が向上する効果も期待出来る。

そのため総固定資本形成に占める外国直接投資の割合を算出することで、当該国にとっての外国投資の位置付けが明らかになる。ASEAN は先進国・地域、開発途上国・地域、また近年、米国に次ぐ経済大国として台頭している中国と比較して、総固定資本形成における外国直接投資の割合が常に高い。ASEAN の経済成長や生産力の向上に際し、外国投資が重要な役割を担ってきたとともに、引き続きその役割が期待されている（表 1）。

2. 高い輸出依存度の ASEAN と外国企業

ASEAN は世界人口の 8.5% を占める 6.7 億人の人口を抱える。一方、経済面では「世界の成長センター」に引き続き位置付けられているものの、世界経済の 3.6%（2022 年）を占めるに過ぎない³⁾。ASEAN 加盟国各々は、インド

ネシアを除き、人口または所得水準の面から国内市場は矮小で、経済成長は他の地域に比べより外需に依存してきた。

ASEANの主要国が輸出指向型工業化に舵を切ったのは1980年代に入ってからのものである。これまで一次産品が輸出の牽引役であったASEANは、先行して外資を活用した輸出指向型成長戦略を取り入れていたアジア新興工業経済地域（アジアNIES）を参考に、自らも外資政策の緩和に乗り出すとともに、更に外資優遇措置を講じるなど、外資依存型かつ輸出指向型工業化に適合した新たな域内経済協力戦略を採用するようになった。

ASEANは1987年に10年ぶりに開催したASEAN首脳会議で、「資本流入と近代技術の効果的な源泉としての外国投資の役割を認識し、首脳は、ASEANへの外国直接投資を誘発する措置を採用し、域内投資を推進し、ASEAN諸国における投資機会を促進する合意を確認した⁴⁾」として、外国投資の重要性とその積極的な誘致を表明した。また「首脳は、外資誘致のためのASEAN域内貿易協力を強化する必要性に合意し、ASEANは長期的な目標としてASEAN域内貿易の大幅な拡大に向けて努力すべきことに合意した」とした。それが1993年から開始されるASEAN自由貿易地域（AFTA）の形成に繋がるのである。1987年以降の工業化戦略について清水（1998）は「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」と呼んだ。

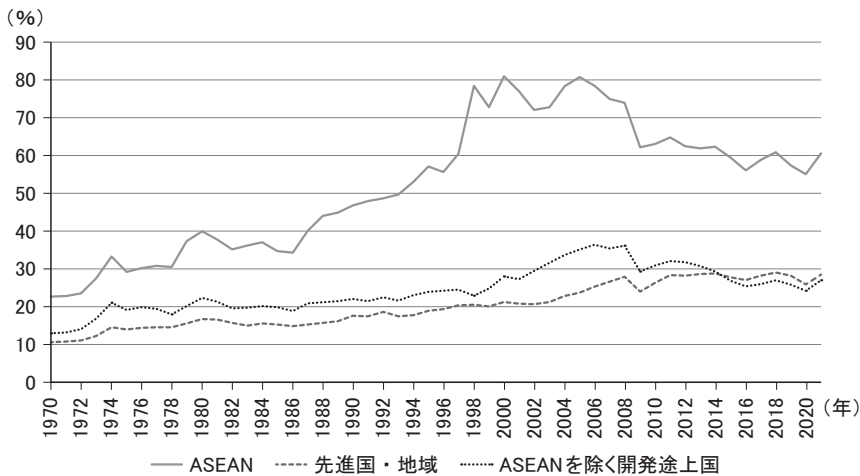
もともとASEANの輸出依存度は他の地域に比べて高かったが、輸出指向型直接投資を受け入れたことによって、加速度的に高まった。対GDP比で算出される輸出依存度は、先進国・地域やASEANを除く開発途上国で20～30%程度であるが、ASEANは、アジア通貨危

機の影響を受け、国内需要が一気に冷え込んで以降、サブプライム住宅ローン危機をきっかけに発生したリーマン・ショックとそれに続く世界金融危機に至るまで、輸出依存度は70～80%で推移していた。以降、徐々に輸出依存度は低下しているが、60%前後で推移している。ASEANは、関税と貿易に関する一般協定（GATT）、それに続く世界貿易機関（WTO）など、多角的貿易自由化交渉の追い風を受けて、自由貿易の潮流に乗る形で貿易を拡大、輸出指向型工業化により経済成長を実現していくなど、まさに自由貿易を自らの工業化や経済成長に繋げた「成功事例」である（図1）。

このようにASEANは外国投資を誘致し、経済成長に不可欠な総固定資本形成を補い、それら企業に輸出を促すことで輸出指向型工業化を果たしてきた。プラザ合意が追い風となり、輸出指向型直接投資を蓄積してきたASEANは、現在も輸出の大半を外国企業が担う構造になっている。

ASEANの幾つかの加盟国は、外国企業による輸出額を公表している。実質的にASEAN最大の輸出国であるベトナム⁵⁾では、2003年に外資系企業の輸出額が初めて地場企業のそれを上回った。2021年ではベトナムの総輸出額の73.4%が外資系企業によるものである。ASEAN随一の産業集積を誇るタイでは、商務省貿易政策・戦略事務局（TPSO）が2022年の総輸出について初めて国内外資本別に分けて公表した。タイの同年の総輸出約2,870億ドルのうち、タイ地場企業による輸出は25.6%に過ぎず、外国資本が入っている現地法人の輸出が74.4%にのぼっている⁶⁾。これらからも、ASEANの外国直接投資と輸出とは密接な関係にあることがわかる。

図 1 ASEAN および先進国・開発途上国の輸出依存度推移（対 GDP 比）



(資料) UNCTADSTAT (UNCTAD)

II ASEAN の域内貿易自由化と経済共同体に向けた取り組み

1. ASEAN が目指す自由貿易地域

1987 年に 10 年ぶりに開催した第 3 回 ASEAN 首脳会議で、ASEAN は域内貿易の大幅な拡大に向けて努力することに合意したが、同会議で三菱自動車工業が提案した ASEAN におけるブランド内での部品流通補完計画（BBC スキーム）を推進することで合意、翌 88 年 10 月の経済相会議で覚書に調印した。BBC スキームは、ブランド所有者とブランドに関係する相手先ブランド製品（OEM）製造業者が、特定自動車モデルの特定部品における加盟国間取引に関して、①国産化認定の特典、②最小 50% の特惠譲許、を受けるものである。

以降、ASEAN に立地する同一グループ会社間での自動車部品の相互補完が BBC スキームの下で開始され、同スキームは ASEAN の域内経済協力の成功例と見做された。1994 年 9 月の第 16 回 ASEAN 経済相会議の共同記者声

明では「自動車分野における BBC スキームの履行の成功は、マレーシア、フィリピン、タイに利益をもたらした」⁷⁾としている。BBC スキームは、ASEAN における自動車産業の競争力強化に少なからず貢献するなど、外資系企業の活力を上手く引き出した。

自動車分野に限定された BBC スキームの成功は、AFTA の形成に繋がることになる。AFTA はもともと 1990 年の第 22 回 ASEAN 経済相会議で、新たな措置として、セメント、肥料、パルプを含む特定の工業製品について、ASEAN 共通で効果的な特惠関税⁸⁾を適用する概念の採用に合意したことに始まる⁹⁾。ASEAN は 1992 年 1 月の第 4 回 ASEAN 首脳会議で、「AFTA のための共通効果特惠関税（CEPT）協定」（AFTA-CEPT 協定）¹⁰⁾に署名した。ASEAN 加盟 6 カ国は、翌 1993 年から関税削減を開始したが、当初の目標は 15 年後の 2008 年までに（関税削減・撤廃適用）対象品目（IL）の関税率を 0~5% 以下に削減することであった。

ただし、自動車国産化を目指していたタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンなどは、

自動車および同部品を一時的除外品目(TEL)¹¹⁾に指定して関税維持を図った。しかし、自動車各社はAFTAの長期に亘る関税削減スケジュールの前倒しを要望、その結果、AFTAの本格稼働までの繋ぎ措置として、ASEAN産業協力(AICO)スキームが策定され、1996年11月に発効させるなど、利用企業の声を反映した政策を展開した。

1997年のアジア通貨危機は、発効から5年目を迎えたAFTAに更なる改革・改善を迫った。AFTA最終目標の「0~5%以下」から「関税撤廃」への深掘り、そしてAFTAスケジュールや撤廃期限の前倒し等関税削減・撤廃の加速化・深化である。その結果、域内関税の撤廃について、先発加盟国は2010年、後発加盟国は2015年(一部の品目は2018年)の実現を約束した。

アジア通貨危機により、多くのメディア解説者や学者は、「AFTAは事実上死んだ」¹²⁾と見られてきた中で、逆に自由化の加速化を打ち出したことは、国際社会から驚きとともに称賛を受けた。これら加速化は「海外投資のASEAN離れ」を懸念するASEANの強い危機感の裏返しでもあった。

以降、AFTA-CEPT協定におけるスケジュールの見直し、目標の深掘り他、追加で11本の協定・議定書が締結されていたが、これら全ての取り組み、義務、約束を一つの包括的な文書として統合した。これが2009年2月に署名され、2010年5月に発効したASEAN物品貿易協定(ATIGA)である。

以降、AFTAは2010年に先発加盟国が、2018年に後発加盟国が域内関税を撤廃、その結果、AFTAの総品目数に対する関税撤廃品目数の割合、いわゆる自由化率は、先発加盟国

で99.3%、後発加盟国で97.7%、ASEAN全体で98.6%となった。開発途上国や後発開発途上国がその中心で、経済格差も大きいASEANであるが、その自由化率は、日本が締結した貿易協定の中で最も水準が高い環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の95.1%を上回る。ASEANの自由貿易に対する強い意志が表れている。

例外品目が極めて少ない高水準のAFTA実現は、ASEANに複数の拠点を置く日系企業に構造転換を促した。自動車分野では、拠点間で生産品目を調整し、自動車部品の集中生産・相互供給を後押し、量産効果を享受した。一方、自動車に比べ圧倒的に部品点数が少ない電気・電子機器分野は、概して企業グループ内で生産拠点の統廃合を通じて、規模の利益獲得及び拠点全体の経営効率化を図った。

その一方でAFTAは、ASEANへの新規進出企業に対し、効率的な投資・生産環境を提供した。AFTAの実現により、企業はASEANのいずれかの国に集中的に経営資源や資本を投下し、AFTAを使って域内加盟国にほぼ無税で輸出出来るようになった。新規進出企業にとってASEANは単一の統合市場とみなされるようになった。

2. AFTAを核に経済共同体を目指す

アジア通貨危機にも関わらず、AFTA推進で有望投資先として再び注目されることに成功したASEANは、次の目標としてASEAN経済共同体(AEC)を打ち出した。この名称は、2003年10月の首脳会議で採択された第2ASEAN協和宣言(バリ・コンコードII)で、2020年までに達成すべき域内経済統合の目標として打ち出されたものである。ASEANは

AFTA を核に、サービス貿易、投資、熟練労働者、資本のより自由な移動により「単一の市場と生産基地」を目指した。

AEC の枠組みに、AFTA などこれまでの経済協力・統合措置を組み込み、更に統合に必要な新たなイニシアチブを盛り込んだ。2007 年に策定された AEC ブループリント（青写真）では、①単一の市場と生産基地、②競争力のある地域、③公平な経済発展、④グローバルな経済への統合、の 4 つの特徴を持つ経済共同体づくりを目指した。AEC はむしろ AFTA を核に関連措置の自由化を一部で進める「FTA プラス」であり、その自由化と円滑化の範囲は、日本の経済連携協定（EPA）と類似している¹³⁾。

2015 年 11 月の首脳会議では、域内経済協力・経済統合の集大成として、AEC が 12 月 31 日に正式に設立されることを宣言した。また同首脳会議では、10 年後の 2025 年を目標年次とし、「ASEAN 共同体ビジョン 2025」を採択、AEC2025 を打ち出した。AEC2025 では「より深く、広範囲に統合した地域経済」を目指している。AEC2025 では電子商取引、貿易円滑化、グローバルバリューチェーン（GVC）、良き規制慣行（GRP）等新たな分野を加え、5 本柱にしている。

AEC2025 の物品貿易分野では、3 つの戦略的措置を打ち出している。まず①更なる ATIGA の強化、②原産地規則の簡素化・強化、③貿易円滑化措置実施の加速化・深化、である。物品貿易全体で主要行動計画は 40 措置あるが、そのうち③の下に 32 措置が設定されているなど、物品貿易の重点が関税削減・撤廃から貿易円滑化に移っている。ASEAN は「関税撤廃だけでは、開かれた市場は創出されない」¹⁴⁾として、非関税面においても制度改善を通じ、域内貿易

拡大・円滑化の推進を目指している。

物品貿易分野での主な成果は、a) ASEAN 地域自己証明制度（AWSC）、b) ASEAN シングル・ウィンドウ（ASW）、等が実現した。また現在行われている作業は、ASEAN 域内貿易とサプライチェーンの弾力性の促進を目的に、ATIGA のアップグレード交渉が行われている。また認定事業者（AEO）プログラムの相互承認取決め（MRA）に基づく措置実施が期待されている。ASEAN は関税撤廃が終了して以降も、通関周りの環境整備に注力しているが、これら措置について日本など先進国でも導入出来ていないものも少なくない。

III ASEAN の域外 FTA 形成

1. FTA ドミノで構築される ASEAN+1FTA

2000 年前後、東アジア各国が FTA に傾斜し始めた背景には、世界貿易機関（WTO）多角的貿易交渉の難航を受けて、欧米など FTA を既に締結している国々と比べ、競争上不利になることを懸念したことがある。同地域では ASEAN を巡り FTA ドミノが展開された。

東アジアでの FTA ドミノの引き鉄をひいたのは日本である。1999 年末、日本はシンガポールから二国間 FTA の共同研究に関する提案を受けて、その実施に合意した。中国はこの動きを、「日本による ASEAN 市場囲い込み」戦略と深読みした。中国・朱鎔基首相は 2000 年 11 月、先手を打つべく ASEAN 側に自由貿易圏構想の作業部会設置を提案した。翌 2001 年の首脳会議で、10 年以内の ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）設置に合意した。中国は ASEAN に対し、農林水産品関税の早期引き下げ（EH）

措置、5つの優先分野、具体的には①農業、②情報通信技術（ICT）、③人的資源開発、④投資、⑤メコン川流域開発、での協力、更にASEANのWTO非加盟国に対して最恵国待遇（MFN）の付与を約束¹⁵⁾するなど、「鉛」を用意してASEANをFTAに誘い込んだ。その結果、ASEANと中国との物品貿易協定は2004年11月に署名され、2005年7月に発効した。

中国によるFTA提案が号砲となり、ASEANを巡り東アジアの対話国が次々と動き出した。具体的には2002年11月の第1回ASEAN・インド首脳会議において、経済連携強化及びASEANインドFTA（AIFTA）締結の可能性に向けて検討を進めることで合意、翌2003年には、「インド・ASEAN包括的経済協力枠組み協定」を締結した¹⁶⁾。AIFTAは当初、2005年6月までに交渉を終了させ、2006年1月の関税削減開始を目指していたが、突如、交渉が難航し、AIFTAの発効は当初の計画から4年遅の2010年1月になった。

交渉が突如として難航した背景には、インドの産業界のFTAに対する警戒感が一気に高まったことがある。インドがタイと進めていた二国間FTAで、交渉妥結に先んじて関税削減・撤廃を行うEH措置対象82品目の自由化により、インドが出超であったタイ印貿易は一転して入超になった。

またインドのFTAへの警戒感、インド側の74.2%という低い自由化率と他では類を見ない厳しい原産地規則（ROO）となって表れた¹⁷⁾。AIFTAのROOは「地域累積付加価値基準（RVC）35%」と実質的変更が行われたか否かを関税番号変更の有無により判断する「関税番号変更基準（CTC）6桁」の両方を満たすことを求めている。そしてインドのFTAへの

警戒感、2019年のRCEP交渉からの離脱に繋がるのである。

2002年の首脳会議でASEAN側からFTA締結を打診された韓国・金大中政権は、国内の農業問題を抱えていたことから消極的な姿勢に終始、一旦はFTA構築の潮流に乗り遅れた。しかし2003年に発足した盧武鉉政権は、FTA政策推進に舵を切り、激しい巻き返しを図った。FTA構築の「ロードマップ」を策定、複数の国・地域と同時並行的に交渉し、FTAの遅れを一気に挽回する戦略を採った。ASEANとの交渉では、交渉期間および関税削減期間（ステージング）の短期間化を図った結果、交渉期間は僅か10カ月で、協定は2007年6月に発効するなど、ASEANにとって中国に続く二番目の協定となった。AKFTAの特徴は、ASEAN側が一定条件の下、北朝鮮の開城工業団地で製造される232品目のうち100品目を「韓国産」と認定し、特惠関税を付与することである。

韓国からも更に遅い2006年2月に交渉が開始された豪州・NZとのFTA（AANZFTA）は、物品貿易に加えて、サービス貿易、投資、電子商取引、人の移動、知的財産、競争政策、経済協力なども含んだ包括的なものとした。他のASEAN+1FTAが物品貿易協定から交渉をはじめ、サービス貿易、投資へと順々に交渉したのとは対照的である。中でも、電子商取引、人の移動、知的財産、競争政策等は、ASEAN+1FTAの中で初めて対象範囲となった。

2009年2月に調印されたAANZFTAは、2010年1月にAIFTAと並んで発効した。豪州・NZは100%を、ASEAN10カ国でも93.5%を、それぞれ自由化するなど、AANZFTAはASEAN+1FTAの中でも最も自由化率の高いFTAである。

表 2 ASEAN が締結している FTA の交渉開始、発効と関税削減完了年

FTA	国名	交渉開始	発効年	関税削減完了			
				対話国側	先発加盟国	後発加盟国	備考
AFTA	ASEAN 域内	1992 年	1993 年	-	2010 年	2015 年 (18 年)	
ACFTA	中国	2002 年	2005 年	2012 年	2012 年	2018 年	
AKFTA	韓国	2005 年	2007 年	2010 年	2012 年	2020 年	越のみ 18 年
AJCEP	日本	2005 年	2008 年	2018 年	2018 年	2026 年	越のみ 24 年
AIFTA	インド	2004 年	2010 年	2016 年末	2017 年	2022 年	比のみ 19 年末
AANZFTA	豪州・NZ	2005 年	2010 年	2020 年	2020 年	2025 年	越のみ 22 年
AHKFTA	香港	2014 年	2019 年	即時撤廃	2028 年	2036 年	越のみ 27 年
RCEP	日中韓豪 NZ	2013 年	2022 年	2042~43 年	2042~47 年	2042~47 年	中韓間を除く

(資料) 各種協定書をもとに著者が作成

一方、日本は ASEAN との間で二国間経済連携協定 (EPA) 交渉を優先した。ASEAN 全体との FTA では、自由化対象品目は加盟 10 カ国各々の競争力と国内事情を踏まえた上で最大公約数にならざるを得ず、自由化率は二国間 EPA に比べ低くなるためである。「一体性」を重視する ASEAN は、加盟国内で日本との EPA がある国とない国が混在し、加盟国間で関税格差が生じる状況は容認出来ず、日本に対して ASEAN 全体との交渉も求めた。

日本は ASEAN 主要国とは二国間交渉を行っていたが、その結果を日 ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) に反映させることで、AJCEP の円滑な交渉と並存する二国間 EPA との整合性の確保を図った。2005 年 4 月から 11 回に及ぶ交渉を行い、2008 年 4 月に署名、同年 12 月に発効した。

2010 年までに ASEAN は 5 つの ASEAN+1FTA を構築したが、以降、現在までに香港 (2019 年発効) および RCEP (2021 年発効) と締結、カナダと交渉中である。これら ASEAN+1FTA は、製造・輸出拠点としての ASEAN の優位性を高め、外国投資を惹きつける有効なツールになっている。

2. FTA のハブ「ASEAN」が抱えるスパゲティボウル現象

ASEAN は域内に加えて、ASEAN+1FTA や RCEP を構築し、ASEAN は東アジアの FTA のハブ的位置付けを獲得した。また加盟国各々で二国間・複数国間 FTA も構築しており、ASEAN では FTA が重層的に構築されている。5 つの ASEAN+1FTA の発効から 10 年以上が経過し、対話国側および ASEAN 先発加盟国の関税削減・撤廃作業は終了した。後発加盟国も数年以内に終了する (表 2)。

これら 5 つの ASEAN+1FTA は利用段階に入っているが、各々の ASEAN+1FTA は別々の協定であり、懸念されるのは様々な手続きや規則が乱立することによる「スパゲティボウル」現象¹⁸⁾ である。「全体最適」を目指す WTO と異なり、FTA は二国間または複数国間での「部分最適」を指向するため、FTA の乱立により経済効率性の観点からは考えられない人為的な供給網が作られる懸念がある。企業は FTA の規則を満たす最大公約数的な供給網および生産工程を構築する必要がある。また各々の FTA 利用に際しても、各協定に準じた手続きが求められるが、また各々の協定に合致した

表3 ASEANのFTA 別原産地規則概要

FTA	対話国名	完全生 産品	一般規則			品目別規則 (PSRs)			
		WO	CTC	RVC	総品目数に 占める割合	WO	CTC	RVC	加工工程
AFTA	域内	○	CTH	≥40%	53.3%	○	○	≥40%	○
AJCEP	日本	○	CTH	≥40%	57.9%	○	○	≥40%	○
AANZFTA	豪 NZ	○	—			○	○	≥40%	○
AKFTA	韓国	○	CTH	≥40%	76.4%	○	○	≥40-60%	○
ACFTA	中国	○	CTH	≥40%	37.3%	○	○	≥40%	○
AIFTA	インド	○	CTSH&≥35%		100%	※注3			
RCEP	日中韓豪 NZ	—	—			○	○	≥40%	○

(注1) RVCは地域累積付加価値基準, CTCは関税分類変更基準 (CTHは4桁, CTSHは6桁変更) を指す。

(注2) AFTAで一般規則の総品目数に占める割合は, Medalla (2011)。

(注3) AIFTA協定にはPSRがある旨記載はあるものの, PSR対象のAnnex Bは空白。

(資料) タイ商務省外国貿易局資料, ASEAN事務局資料, 各種協定書をもとに作成

書類の保存・管理が求められ, これらの煩雑化は企業の管理コスト上昇と手続き上のミスを誘発する懸念がある。

現在, ASEANのFTAで一般規則として採用しているROOは, 概して「RVC40%」または「CTC4桁」のいずれかを満たせば「ASEAN原産品」とするものである。しかし前述の通り, AIFTAでは「RVC35%」と「CTC6桁」の両方を満たすことが求められる。つまり同一品目にも関わらず, 仕向け先によって「ASEAN原産」と見做されない場合もある。またFTAには一般規則とは異なるROOが適用される「品目別規則」もある。(表3)。

IV 自由貿易主義堅持に向けた日 ASEAN 協力

1. 期待される ASEAN+1FTA の制度・規則の見直し

RCEP協定は2022年1月に発効した東アジア初のメガFTAである。またこれまでの

ASEAN+1FTAを基礎とし, 発展させたものと形容できる。RCEPの様々な条項には, ASEANやASEAN+1FTAで積み上げ, 時間をかけて磨いてきた各種措置が組み込まれている。

RCEPは当初, インドを含めた16カ国で交渉されてきたが, 交渉が大詰めを迎えていた2019年にインドが離脱, 最終的に15カ国となって2022年1月に発効した。インド抜きでも世界の経済, 人口, 貿易の3割を占める。また貿易・投資障壁を相互に低減させる経済的意義のみならず, 電子商取引など未だ世界全体に適用される国際条約が存在しない分野での共通ルール整備, 貿易円滑化協定など既に国際条約がある分野では, 「WTOプラス」の措置導入によりルール面で質の向上が図られるなど, 経済秩序作りの面からも意義がある画期的な協定である。

特に物品貿易関連では, ①RCEP締結国向けであれば「同一品目・同一原産地規則」となり, スパゲティボウル現象の改善に繋がる可能

表 4 在 RCEP 日系企業の域内輸出・調達比率（2022 年）

日系企業 所在国											オーストラリア	ニュージーランド	中国	韓国	RCEP
	ASEAN	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム					
RCEP 域内輸出比率	81.9	93.2	79.0	84.6	83.3	84.3	84.8	77.8	79.5	85.6	84.3	96.7	76.3	74.9	80.8
RCEP 域内調達比率	94.2	97.9	95.9	97.5	90.2	93.6	91.9	92.0	95.7	93.9	94.5	95.9	97.1	97.2	95.0
現地調達	41.0	6.0	47.2	0.6	32.8	15.3	32.6	22.1	57.3	37.3	48.2	91.0	68.4	30.5	48.6

（資料）在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2022 年／ジェトロ）

性があること、② RCEP 域内で事業を展開する日本企業の供給網は主に RCEP 域内に構築されており、市場アクセスの向上やルール形成が、RCEP 域内で事業を展開する日系企業の競争力強化に重要な役割を担う。

RCEP 各々の締約国に進出している日系企業について、調達では 9 割台半ばが、また輸出でも 8 割強が、それぞれ RCEP 域内に収斂している（表 4）。

しかし RCEP のステージングは通常用いられる 10 年に比べて長く、最大で 20～25 年をかけて徐々に関税が削減される。そのため企業の実務での利用は相当先になる。長期的には、二国間または ASEAN+1FTA から RCEP に利用がシフトするであろうが、移行時期は相当先になることが見込まれるため、既存の ASEAN+1FTA 協定の見直しによる改善が不可欠である。

ASEAN および対話国は、ASEAN+1FTA の交渉開始から 20 年近くが経過していることもあり、本格的な見直し作業に取り組む意向を示している。その一環で、例えば原産地規則のみならず他の制度についても、RCEP で採用されたものに収斂させることで、スパゲティボウル現象の軽減・回避が可能になり、利便性の向上に繋がる。

例えば、RCEP の原産地証明制度では、従来からの①第三者証明制度、に加えて、②認定輸

出者による自己証明制度、③輸出者・生産者による自己申告制度、④輸入者による自己申告制度、が導入されており、企業がどの制度を使うかは、原則的に自由に選ぶことが出来る。更には AEC の下で実現した ASEAN シングル・ウィンドウ（ASW）や現在取り組んでいる AEO プログラムの MRA を ASEAN+1 や RCEP にも広げていくことが考えられる。これら制度を移植出来れば、FTA 利用の拡大に資するのみならず、ASEAN の中心性の強化にも繋がる。

2. 「ASEAN の中心性」の尊重と日本の役割

ASEAN は自らの中心性の維持・向上に注力すべく、企業の取引を阻害しない最も自由度の高い地域であることを常に追求し続けてきた。これが AFTA や ASEAN+1FTA、そして RCEP に繋がった。また ASEAN は制度構築や整備に際して、産業界に積極的関与を求め、その課題や要望を吸い上げ、自らの改善に繋げてきた。一旦合意し導入した規則や制度であっても、産業界の声を踏まえて不断に改善努力を続けてきたことは、ASEAN に対する信頼性向上に繋がっている。またそれら改善された措置は、他の ASEAN+1FTA に横展開され、また RCEP にも移植されている。

RCEP においても、その下に設置される合同

委員会や事務局を通じて、広く産業界のニーズを拾い上げ、RCEPをよりビジネスニーズに合致した制度・ルールに改善・整備していくことが、より魅力的でかつ競争力のあるRCEP経済圏の形成に繋がる。

前述の通り、RCEPに所在する日系企業の調達や輸出は、概して域内で完結している。また日本の経常収支黒字の源泉である第一次所得収支黒字額のうち34.9%は、RCEP地域が源泉である。日本がASEANとともにRCEPの事業環境整備を担うことは、日本経済への裨益にも繋がる。

WTOの機能不全が続く中、RCEPは自由化やルール形成を補完するビルディング・ブロック（積み石）の役割を担うことが期待される。自由貿易の推進を国是とする日本やASEANはRCEPを用いて、また日本とASEANの一部国はCPTPPを用いて、それぞれWTOを補完できる。特に日本は交渉の膠着や瓦解の危機に際して、粘り強く説得するなど、常に交渉をリードしてきた。その姿勢と貢献は国際的にも高く評価されている。

自由貿易は、日本にとってもASEANにとっても通商戦略の基盤である。米中対立が激化し、経済安全保障の重要性がより高まっている現在においても、自由貿易の旗を決して降ろすことなく、前進させる必要がある。日本とASEANは多角的貿易体制の役割の重要性を認識し、相互に連携して保護主義の潮流と断固、戦っていく必要がある。

おわりに

自由貿易体制は、もともと1カ所で行われていた生産活動を複数の生産ブロックに分解し、

それぞれの活動に適した立地条件の場所に分散させる、いわゆるフラグメンテーションを促した。ASEANはこの受け皿になることで、グローバルバリューチェーンの一端を担い、自らの経済成長に繋げてきた。

しかし近年、ASEANの主要貿易相手国である米国と中国との対立が激化、相互の不信感は貿易・投資の制約による経済交流の減少、技術の分断など、デカップリングに陥る懸念がある。また自国の地政学的目的を達成するために、貿易制限や金融封鎖など経済的手段による、いわゆるエコノミック・ステイトクラフトを戦略的に行使する「相互依存の武器化」の懸念から、経済安全保障が注目されている。そのため半導体や電気自動車（EV）用バッテリーおよびそれらの原材料・部品に代表されるが、戦略的重要物資の国内生産に補助金を注ぎ込んで囲い込む「地産地消」を指向する動きもある。それら企業の投資は一定規模の内需が期待できる大国に偏り、見向きもされない小国との格差拡大が懸念される。機能不全状態にある「自由貿易の番人」WTOは何ら歯止めをかけることが出来ない。

この状態が続けば、直接投資が特定の大国に偏る可能性があり、ASEANの成長を阻害する懸念がある。シンガポールの次期首相と目されているローレンス・ウォン副首相兼財務相は「アジアは統合から恩恵を受け、貧困から脱却してきた。世界が競合するブロックに分断されれば、途上国が先進国に近づくことはより難しくなる」と現状を憂いた¹⁹⁾。

自由貿易体制が揺らぐ中、その「申し子」とも言える日本とASEANは手を携えて「自由貿易」推進で連携すべきであり、それが自らの成長にも繋がる。また多方面での自由貿易網の

構築は、調達網の多様化に繋がり、エコノミック・ステイトクラフトにも対抗できる。

小さな国々の集合体である ASEAN は大きな経済格差を抱えながらも経済共同体を構築し、自ら磨き上げてきたルールを ASEAN+1FTA を通じて東アジア大に移管・適用してきた。それら ASEAN が貧困を脱却し、「世界の成長センター」に位置付けられていることは、多くのグローバル・サウスに勇気を与えている。日本と ASEAN が共に創り上げたこれらモデルを死守し、また共に連携してグローバル・サウスに移管し、これら地域の貧困脱却に貢献すべきである。

【注】

- 1) 経済産業省 (2023)。
- 2) 対外金融債権・債務から生じる利子・配当金等の収支状況を示す。ここには直接投資収益 (親会社と子会社との間の配当金・利子等の受取・支払)、証券投資収益 (株式配当金及び債券利子の受取・支払)、その他投資収益 (貸付・借入、預金等に係る利子の受取・支払) が含まれる。
- 3) IMF (2023)。
- 4) ASEAN Secretariat (1987)。
- 5) ASEAN 最大の輸出国はシンガポールであるが、同国の輸出は地場輸出と同国を中継する再輸出に分類される。2022 年は同国の輸出額の 53.6% が再輸出であった。
- 6) タイ商務省貿易政策・戦略事務局 (TPSO) は外資輸出を更に分類している。外資 100% 企業による輸出は総輸出の 41.2% を占め、外国資本過多 (50% 以上) が 16.2%、外国資本過小 (50% 未満) は 16.9% であった。
- 7) ASEAN Secretariat (1994)。
- 8) 協定の名称が、そのまま「AFTA のための共通効果特惠関税 (CEPT) 協定」となった。
- 9) ASEAN Secretariat (1990)。
- 10) AFTA の下で付与される特惠関税は当初、AFTA-CEPT 協定による関税であったため「CEPT 関税」、2010 年に AFTA-CEPT 協定が ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) に置き換わって以降は「ATIGA 関税」と呼ばれる場合もある。本論文では混乱を避けるため、「AFTA 特惠関税」または「AFTA 関税」と称する。
- 11) TEL 対象品目は 2000 年に IL に移行、2003 年までに域内関税を 0~5% 以下に削減する。
- 12) Severino (2006), pp.225-226。
- 13) 石川 (2018)。

- 14) ASEAN Secretariat (2011), p.10。
- 15) 締結当時、ラオス、ベトナムが非加盟国であった。
- 16) 枠組み協定では ACFTA を見習い、2005 年 4 月から 105 品目を対象に、アラーハーベスト (EH) 措置により関税引き下げを行う予定であったが、原産地規則を巡り対立、結局、同措置は中止された。
- 17) AIFTA 交渉開始当初、原産地規則は ASEAN で使われている RVC40% で一旦は合意していた。
- 18) 「スバゲティボウル現象」は、コロンビア大学のジャグ・ディッシュ・バグワティが、1995 年に出版した “U.S. Trade Policy: The Infatuation with Free Trade Areas” で用いたのが起源。WTO では加盟国の産品であれば同じ関税率が適用されるが、FTA では、関税が軽減・撤廃される品目を特定する原産地規則が不可欠であり、その規則の乱立が懸念される。その結果、経済効率性の観点から見れば考えられない人為的な生産ネットワークが作られることを FTA の問題点と考えた。
- 19) 日本経済新聞社主催「アジアの未来」での発言 (2023 年 5 月 25 日)。

【参考文献】

石川幸一 (2018) 「東アジアの経済統合：展開と課題」, 『アジア研究』, Vol. 64, No. 4, October 2018。

経済産業省 (2023) 『第 52 回 海外事業活動基本調査調査結果 (2021 年度実績)』

清水一史 (1998) 『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』, ミネルヴァ書房

助川成也 (2015) 「ASEAN の域外 FTA」, 『FTA 戦略の潮流—課題と展望』, 石川幸一・馬田啓一・国際貿易投資研究会編著, 文眞堂。

助川成也 (2023) 「アジアの FTA の現状とリスクマネジメント」, 『リスクマネジメント視点のグローバル経営—日本とアジアの関係から—』, 上田和男編著, 同文館出版。

深沢淳一・助川成也 (2014) 『ASEAN 大市場統合と日本』, 文眞堂。

『APEC の市場統合』, 2011 年 3 月 31 日 / 長谷川聰哲編著 / 中央大学出版部

ASEAN Secretariat (1987), Joint Communique The Third ASEAN Heads of Government Meeting Manila, 14-15 December 1987

ASEAN Secretariat (1990), Joint Press Statement of the 22nd ASEAN Economic Ministers' Meeting, Denpasar, Bali, Indonesia on 29-30 October 1990

ASEAN Secretariat (1994), Joint Press Statement of the 26th ASEAN Economic Ministers' Meeting, Chiang Mai, Thailand on 22-23 September 1994

ASEAN Secretariat (2011), Memorandum of Understanding on the implementation of the ASEAN Single Window Pilot Project, 18 July 2011.

IMF (2023), “World Economic Outlook”, April 2023.

Rodolfo C. Severino (2006), *Southeast Asia in search of an ASEAN COMMUNITY: Insight from the former ASEAN Secretary-General*, Institute of South East Asia Studies, Singapore (ISEAS).